

## 事故情報の一元的収集、分析について

平成21年10月7日

1. 一元的収集の分析・現状

(1) 消費者庁が収集し、分析を行い得る情報としては、おおむね次のとおり。

① 従前から整っている体制・仕組みを活用して収集・分析の対象としているもの

例)・pio-net を通じて国民生活センターが収集する情報

→ 約4000件/日

・消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故報告制度による情報

→ 約100件/月

② 消費者庁の設立及び関連法の整備によって新たに収集し、分析の対象としているもの

例)・消費者庁の「消費者情報ダイヤル」に寄せられる情報

→ 約150～200件/日

・消費者安全法に基づく消費者事故等の通知制度による情報  
(pio-net に入力された情報を除く)

→ 約10～20件/日

・その他の外部からの情報提供

→ 不特定

(2) これら情報について、次の取扱いを通じて分析に取り組んでいるところ。

① 収集した情報については、これらのうち、

a) 取引・表示等に関するものについては、情報の内容を他の情報ソースなどと突合せながら、消費者安全の確保を図るため有効な情報（違法・不当のおそれの疑いのある情報等）については、庁内担当課及び関係省庁に提供。

b) 安全に関するものについても同様に、庁内担当課及び関係省庁に提供。消費者安全法、消費生活用製品安全法に基づき重大事故等及び重大製品事故として通知等された情報は定期的に公表。

② pio-net の情報については、上記の突合の情報ソースとして活用するとともに、無作為抽出によるサンプル調査を実施して、違法・不当の

- おそれの疑いのある情報を見つけ出し、庁内担当課、関係省庁に提供。
- ③ 特に、これらの情報に係る取引金額、類似被害件数などに着目し、  
要注意情報は迅速に提供。

## 2. 課題（例）

消費者庁関連3法案の国会審議、附帯決議などを踏まえ、次の課題（例）への取組みを進めていくこととしたい。

- (1) 現在、消費者庁が収集した大量の情報分析業務に従事している職員は、  
首席分析官をはじめとする11名の職員（うち弁護士1名、他経済産業省、  
農林水産省、国土交通省、公正取引委員会、国民生活センター等の出身職  
員）にとどまっており、増員など体制強化が必要。
- (2) 情報分析力の強化のため、職員の知見・能力をより向上させることが不  
可欠。また弁護士、学識経験者、医療関係者、国民生活センター関係者と  
いった外部有識者との連携・ネットワークづくり、登用などが重要。
- (3) 情報分析の対象テーマの重点化、計画化なども不可欠。